

浦安市防犯カメラ設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

浦安市長 内 田 悦 嗣

## 浦安市告示第45号

### 浦安市防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、安全で安心なまちづくりを推進するため、自治会が防犯を目的に防犯カメラを設置した場合に、その設置に要した費用の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱（昭和55年告示第20号）第2条第1号に規定する自治会をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公道等を撮影するために常設するカメラであって、映像の記録の機能を有するものをいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影された画像をいう。
- (4) 公道等 道路、公園、広場、道路に準ずる通路等の公共の用に供する場所及び不特定多数の者が通行可能であってその通行が管理者により認められている場所をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる自治会は、自主防犯パトロール活動の実績があり、かつ、今後も継続して実施することが見込まれる自治会とする。

(補助対象事業)

**第4条** 補助対象事業は、前条の自治会が行う防犯カメラの設置であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 撮影する画像をモニターを経由して常時監視することができないこと。
- (2) 千葉県浦安警察署との協議を経て、設置場所を選定していること。
- (3) 撮影される画像のうち、公道等の画像面積が2分の1以上であること。

(4) 自治会において防犯カメラの設置を決議しており、かつ、設置箇所周辺の住民の同意が得られていること。

(5) この要綱と同様の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

**第5条** 補助対象経費は、次に掲げる防犯カメラの設置に必要な費用とする。

(1) 防犯カメラの購入費（購入によらず賃借する場合にあっては、設置初年度内の賃借に要する経費）

(2) 防犯カメラの設置を明示するための表示板等（以下「表示板等」という。）の購入費

(3) 設置工事費（防犯カメラを設置するための柱（以下「専用柱」という。）の設置に要する経費、電柱共架に係る可否判定費用及び道路使用許可申請に係る経費を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助対象経費としない。

(1) 既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成に要する経費及び土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費

(2) 保守点検その他の維持管理に要する費用

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

ただし、補助の対象となる防犯カメラの台数に20万円を乗じて得た額を上限とする。

(交付の申請)

**第7条** 規則第3条第1項の規定による申請は、浦安市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 設置予定箇所の位置図及び現状写真

(4) 撮影予定範囲を示した平面図

- (5) 見積書の写し
  - (6) 防犯カメラ、表示板等及び専用柱の形状、規格等の仕様を確認することができる書類
  - (7) 自治会において防犯カメラの設置を決議していることが分かる書類及び設置箇所周辺の住民の同意が得られていることが分かる書類
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- (交付の条件)

**第8条** 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に表示板等を設置すること。
- (2) 防犯カメラの設置完了日までに、次に掲げる事項を全て定めた防犯カメラの管理及び運用に関する規程を定めること。
  - ア 防犯カメラの管理責任者の設置に関すること。
  - イ 防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者（管理責任者が指定した場合に限る。）の守秘義務に関すること。
  - ウ 表示板等の設置に関すること。
  - エ 画像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法に関すること。
  - オ 画像の利用及び提供の制限に関すること。
  - カ 防犯カメラの設置及び運用等に関し苦情があった際の対応に関すること。
  - キ その他防犯カメラの運用に関し必要な事項
- (3) 次条の規定による交付の決定の通知を受けた後、決定された内容の変更、中止又は廃止をする場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにするとともに、市長から要求があったときは、管理現況について報告すること。
- (5) 取得財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (6) 取得財産を移設する必要がある場合又は破損等により防犯の用に供す

ることができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告すること。

(7) 前3号の条件に係る義務を負う期間は、補助対象事業の完了した日の属する年度の末日後5年間とする。

(交付の決定の通知)

**第9条** 規則第6条の規定による通知は、浦安市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(実績報告)

**第10条** 規則第12条の規定による報告は、浦安市防犯カメラ設置費補助金実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 設置後の現状写真
- (4) 画像を印刷したもの
- (5) 契約書及び領収書の写し
- (6) 電柱に設置した場合は、電柱共架に係る契約書の写し
- (7) 道路占用申請が必要となった場合は、道路占用許可書の写し
- (8) 防犯カメラの管理及び運用に関する規程
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

**第11条** 規則第14条の規定による通知は、浦安市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(請求)

**第12条** 規則第15条の規定による請求は、浦安市防犯カメラ設置費補助金交付請求書（別記第5号様式）により行うものとする。

(財産処分の制限)

**第13条** 規則第21条第1項ただし書の規定により市長が定める期間は、補助対象事業の完了した日の属する年度の末日後5年間とする。

(補則)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、浦安市防犯カメラ設置費補助金の交

付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 7 条）

浦安市防犯カメラ設置費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

自治会名

代表者氏名

代表者住所

代表者連絡先

年度浦安市防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

設置台数	台
設置に要する経費	円
交付申請額	円
調達方法	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース（リース期間 月）
工期	着工予定日： 年 月 日 完了予定日： 年 月 日
警察との協議実施日	年 月 日
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 設置予定箇所の位置図及び現状写真 (4) 撮影予定範囲を示した平面図 (5) 見積書の写し (6) 防犯カメラ、表示板等及び専用柱の形状、規格等の仕様を確認することができる書類 (7) 自治会において防犯カメラの設置を決議していることが分かる書類及び設置箇所周辺の住民の同意が得られていることが分かる書類

第2号様式（第9条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市防犯カメラ設置費補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

第3号様式（第10条）

浦安市防犯カメラ設置費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）浦安市長

自治会名

代表者氏名

代表者住所

代表者連絡先

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市防犯カメラ設置費補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定額	円
工期	着工日： 年 月 日 完了日： 年 月 日
添付書類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 設置後の現状写真 (4) 画像を印刷したもの (5) 契約書及び領収書の写し (6) 電柱に設置した場合は、電柱共架に係る契約書の写し (7) 道路占用申請が必要となった場合は、道路占用許可書の写し (8) 防犯カメラの管理及び運用に関する規程

第4号様式（第11条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市防犯カメラ設置費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした

年度浦安市防犯カメラ設置費補助金の額について、浦安市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額

円

第5号様式（第12条）

浦安市防犯カメラ設置費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

自治会名

代表者氏名

代表者住所

代表者連絡先

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市防犯カメラ設置費補助金を、浦安市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円